

ご案内の趣旨（含む事案の概要）

- 平成29年度及び平成30年度の順天堂大学医学部入学試験において、女性・浪人生の属性の者に対して差別的な選考が行われていました。
- そのことを明らかにせず入学試験を実施していたことについて、消費者機構日本は順天堂大学に対して共通義務確認訴訟を提起しました。訴訟の結果、順天堂大学には原則として、差別的な取扱いをしていた属性の者に対して入学検定料等の賠償義務（※）があると確認されました。

（※）賠償義務が確認された費目

- ①入学検定料（一般A方式・一般B方式・センター独自併用が各6万円、センター利用が4万円）
- ②送金手数料、出願書類郵送料
- ③特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用の一部
- ④①~③合計額に対する年5分の遅延損害金